

## 知的・発達障害のある子どもの就労支援における支援の論理についての一考察 —放課後等デイサービス職員へのインタビューをもとに—

○ 大阪大学 中元航平 (009858)

キーワード：知的・発達障害、放課後等デイサービス、就労支援

### 1. 研究目的

本研究では、知的・発達障害のある子どもの母親たちが設立した放課後等デイサービスで行われる、知的・発達障害のある子どもへの就労支援に着目する。そして職員たちが、どのような意味づけのもとにそれを実践しているのかを明確化したうえで、その実践の背景にある支援の論理の一端を明らかにすることが本研究の目的である。

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき、学校教育法第1条に規定される学校(幼稚園と大学を除く)に就学している障害児で、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた者が対象となるサービスである。「利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援の内容は多種多様」(厚生労働省 2015:1)であり、学習支援や運動療育、就労支援など様々なサービスが提供されている。こうした放課後等デイサービスを取り巻く状況の中で、本研究ではとりわけ就労支援に力を入れる放課後等デイサービスに注目し、知的・発達障害のある子どもに対して行われる就労支援を職員たちがどのように意味づけ、実際の取り組みに結びつけているのかということ进行分析していく。

### 2. 研究の視点および方法

放課後等デイサービスにおいて知的・発達障害のある子どもへの就労支援を行う職員が、就労支援に対してどのような意味づけを行っているのかを明らかにするために、職員に対するインタビュー調査を実施した。調査対象は、大阪府X市にて知的・発達障害のある子ども・若者とその家族の支援に取り組むNPO法人Yが運営する、中高生を対象とした放課後等デイサービスZ(放デイZ)である。NPO法人Yは、知的障害のある子どもの母親たちが中心となり、2006年に任意団体として立ち上げられた。その後2009年には、知的・発達障害のある子どもや若者の就労を通じた社会参加の実現を目的として、NPO法人格を取得した。そして放デイZは、2010年に児童デイサービスII型事業所として開設され、2012年からは放課後等デイサービス事業所の指定を受けている。インタビュー時点で放デイZの登録児童は約40名おり、その多くはX市の特別支援学校に通っている。

本研究の調査協力者は、放デイZの職員Eさん(女性、50代、常勤)、職員Fさん(男性、70代、非常勤)、職員Gさん(男性、30代、常勤〔児童発達支援管理責任者〕)である。彼らに対して半構造化インタビューを実施し、1時間から1時間半ほどの聞き取りを行った。調査期間は、2020年10月10日、14日の2日間である。そしてインタビューで得られたデ

一タから、彼らの就労支援に対する意味づけの語りを抽出した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守し、調査協力者本人が特定されないように十分に配慮して実施している。また、大阪大学人間科学研究科社会・人間系研究倫理委員会の審査を受けている(2020年7月21日承認・受付番号2020011)。

### 4. 研究結果

職員3名はいずれも、放デイZを利用する子どもとその保護者には、早期から将来の就労に向けた準備を進めていく必要があるという認識を持っていた。まず職員Eさんは、子どもたちへの就労の準備は「少しでも早くやっていく方が良い」と話した。また職員Fさんはより具体的に、「中学の後半ぐらいから」将来の就労に向けた準備を進めていくことが必要だと語った。そして職員Gさんは、過去に放デイZを利用していた子どもの進路状況を振り返ったうえで、子どもへの就労支援は中学校と高校の「6年かけてやらないと、(就労先は)ある程度のところまでは落ち着いていかない」と述べた。くわえて職員Gさんは、「年単位」で時間をかけて子どもに就労支援を行っていくことの必要性を主張した。そして実際に彼らは保護者に対して、早期から就労継続支援事業所での就労実習や特例子会社等での職場見学に、子どもを積極的に参加させるように働きかけていた。

このように放デイZでは、利用する子どもとその保護者に対して、「いかにして早期から就労に向けた準備を進めていくか」という前倒しの論理が機能していると考えられる。そして、その前倒しの論理に正当性を付与するものとして、就労についてはまず上を「目指すことが大事」であり、そうしないのは「もったいない」という認識(職員Eさん)や、子どもの可能性の「枠を縮めないように」してほしいという願望(職員Fさん)、子どもたちが「社会に出てから困らないように」という希望的観測(職員Gさん)が存在していた。

### 5. 考察

日本における知的障害特別支援教育では、職業教育への偏重が生じているという指摘(伊藤 2018)が存在するが、放デイZで実践されている早期からの就労支援は、そうした特別支援教育における状況と軌を一にしていると言える。つまり、特別支援学校を卒業する「18歳での職業自立」(渡部 2009: 157)を前提としたうえで、子どもに対する早期からの就労支援がなされているのである。だが、職員たちはそうした特別支援教育の状況に関係なく、「子どもの将来の可能性のため」や「学校卒業後の就労が継続できるように」という意味を就労支援に対して付与していた。そしてそうすることによって、早期からの就労支援は正当化され、進められていたのである。

<参考文献>

伊藤修毅(2018)「知的障害特別支援学校卒業後の教育の場における教育内容——学校専攻科と福祉型専攻科の比較検討」『日本福祉大学子ども発達学論集』10, 1-9.

厚生労働省(2015)『放課後等デイサービスガイドライン』.

渡部昭男(2009)『障がい青年の自分づくり——青年期教育と二重の移行支援』日本標準.